No 16-2

医科点数表第2章第10部手術の 通則の5及び6に掲げる手術件数

【対象期間:2023年1月~12月】

区分1に分類される手術

頭蓋内腫瘤摘出術等	0
黄斑下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	6
経皮的カテーテル心筋焼灼術	17

区分2に分類される手術

靱帯断裂形成手術等	12
水頭症手術等	0
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	1
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分4に分類されるもの

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	289
	1

区分3に分類されるもの

上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘術	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0

その他に分類される手術

人工関節置換術	61
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカ移植術及び ペースメーカ交換術	13
冠動脈・大動脈バイパス移植術 及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	5
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	2
その他のもの	3
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	58
急性心筋梗塞に対するもの	7
不安定狭心症に対するもの	20
その他のもの	31

病院長